

2017
07
July



CLIENT



H29.07.05 No.310

医療トピックス

- ・医療機関の広告規制に見直しの動き

P1

明日へのヒント

- ・訪問歯科診療 ③

労務トピックス

- ・個人情報保護法改正について

P5・6

P2

相続トピックス

- ・不動産の共有相続は避けましょう

P3

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・医療費控除の適用を受ける場合の添付書類について

P7

税務トピックス

- ・相続や贈与に役立つ生命保険の利用について

P4

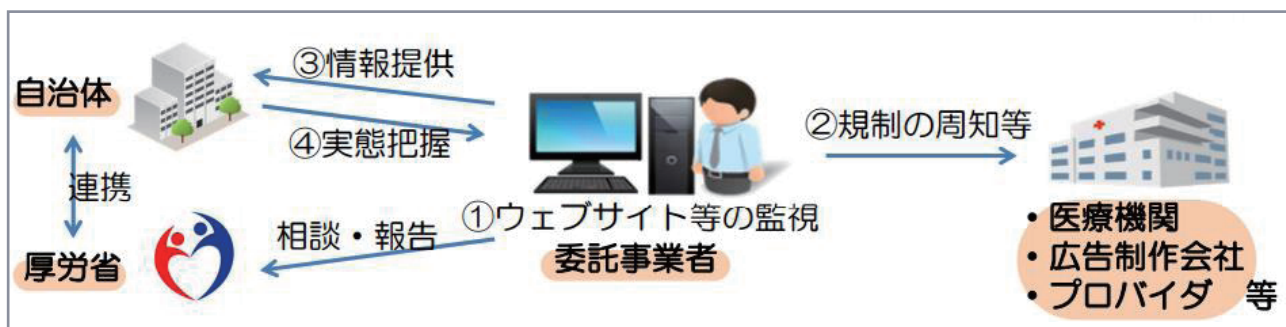


日本歯科新聞5月23日号に「美容医療の広告」について書かれたコラムが掲載されていました。今後、医業の広告規制の対象外であった医療機関のホームページ等に対する監視体制が強化されることが想定されます。もちろん歯科医院も例外ではありません。

コラムでは、美容クリニックの経営者がそのクリニックのテレビCMを批判した政治家に対し激怒したことが取り上げられており、美容医療の広告には治療内容などが不明なイメージ広告が多く、ホームページに記載された虚偽・誇大広告や患者に誤解を与える表現が頻繁にみられ、美容医療サービスでの消費者トラブルの相談件数が増加していると書かれてありました。

そのため、医療機関のホームページ等を監視、制限すべきという動きが出てきています。

■ 医業等に係るウェブサイトの監視体制強化(イメージ)



引用:厚生労働省 医療機関のウェブサイトの取扱いについて

現行の医療法では原則的に医療機関の広告は禁止とされてきました。ただ、院内での掲示やホームページは『当該医療機関等の情報を得ようとする目的を有する者が、URLを入力したり、検索した上で閲覧するもの』なので情報提供や広報として取扱い、広告とはみなされていませんでした。

今後は広告規制の対象を『広告・その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示をする場合には』とし、ホームページ等による情報提供も広告規制の対象となっていくことが想定されます。

■ ホームページに掲載すべきでない事項

- (1) 虚偽の内容・客観的に証明できない内容
(「絶対安全」「必ず成功」、加工・修正した術前術後の写真の掲載など)
- (2) 比較広告
(「地域一番」「有名人も推薦」など事実であったとしても他の医療機関より優良である旨を示す表現など)
- (3) 誇大広告・都合の良い情報の過度な強調
(活動実態のない団体による資格認定、施設規模・人員の誇張など)

この機会に貴医院のホームページが適正かどうか確認してみてもはいかがでしょうか。

参考：厚生労働省【医療法における病院等の広告規制について】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokokukisei/
・医療広告ガイドライン・医療機関ホームページガイドライン

詳しくは担当へお問い合わせください
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

マイナンバー制度が導入されたこともあり、個人情報保護に対する意識は年々高まっています。企業の個人情報の取扱いについては個人情報保護法で定められていますが、平成29年5月30日に改正個人情報保護法が施行されました。これまで適用除外とされてきた5,000人以下の個人情報を保有する企業も個人情報保護法が適用されることとなりました。つまり、個人情報を取扱う全ての事業者が対象となります。医療機関においては、取扱いに、より注意を払うことが求められます。

■ 個人情報とは？

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、又は個人識別符号が含まれるものと定義されています。

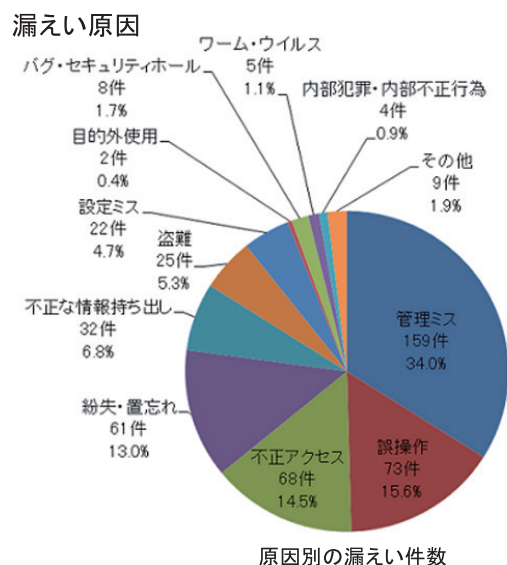
具体的には、氏名・住所・生年月日、顔写真、マイナンバー、旅券番号、免許証番号、顔認識データ、指紋認識データ、診療録、処方せん、手術記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、調剤録等も該当します。

■ 押さえておきたい基本的な4つのルール

- (1) 個人情報の取得時には、その利用目的を決めて本人に伝え、目的以外のことには使用しない。
 預かった健康保険証や患者さんから個人情報を取得する場合、ホームページや待合室等に個人情報の取扱い方法や利用目的について掲示するなど公表しておく必要があります。
- (2) 取得した個人情報を漏えい等が生じないよう安全に保管する。
 カルテを鍵のかかる棚に保管したり、レセコン等のデータを安全に管理する必要があります。パスワードの設定やウイルス対策ソフトのインストールなどは必須事項です。
- (3) 個人情報を第三者に提供する場合は、本人の同意を得る。
 歯科技工物の制作やレセプト請求事務などを外部に依頼している場合は、事前に患者さんの同意を得ておく必要があります。
- (4) 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
 本人から請求があった場合には開示・訂正等を行う必要がありますが、本人以外からの開示の要求に答えてしまわないように注意が必要です。

個人情報が漏えいする原因の半数以上は、人為的なミスによるものと言われています。設定ミスや確認不足による誤操作が極力少なくなるよう、医院全体で取り組みましょう。

漏えいが起きてしまいますと、医院の信頼にも関わりますので、管理方法や社内ルールなどの見直しをお勧めいたします。



出典：2016年情報セキュリティインシデントに関する調査報告書

詳しくは担当へお問い合わせください
 日本クレアス税理士法人 医療事業部

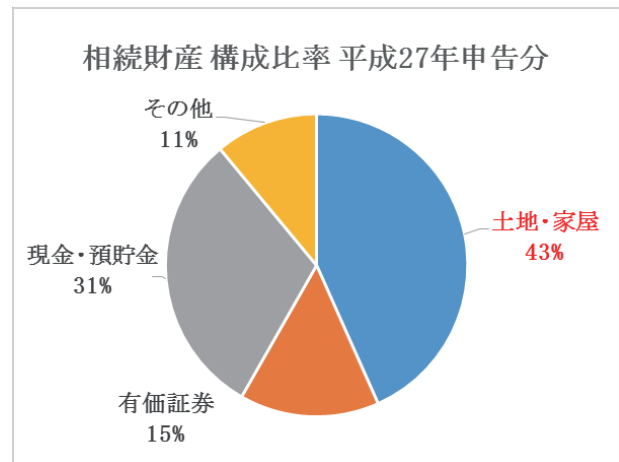
お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

先生からご両親の相続に関する相談をお受けすることがあります。「両親所有の土地に医院や自宅を建てているがどのようにしたら良いですか」という内容です。

国税庁の「平成27年分の相続税の申告状況について」によると、相続財産の構成比率は、右図のようになっています。

相続財産のうち、約43%が土地・家屋で、約31%は現金・預貯金です。現金や預貯金は分割することが容易ですが、不動産は分割しづらく共有名義で相続するという方法がとられることがあります。

しかし、相続時の遺産分割協議がうまくいかずにとりあえず共有名義にした場合が多く、後になってごめごとになりやすいので注意が必要です。



国税庁のHPを参照し弊社にて作成

■ 共有相続の問題点

- ✓ 不動産の処分には共有者全員の承諾が必要なため、協力が得られず不動産を処分できないということが考えられます。
- ✓ 共有名義のまま次の相続が発生してしまうと、相続人の数はさらに増え共有名義人がどんどん増えてしまいます。
 - ⇒ すでに共有名義の不動産をお持ちの場合は、話し合いがスムーズにできるうちに、共有名義を解消されることが賢明です。



■ 共有名義を解消する方法

- 共有名義人の一人が他の共有名義人の持ち分を買取る → 買取り資金が必要となります
- 土地を分筆し、名義を分ける → 登記簿の変更が必要となり、贈与や買取りの問題も発生します
- 不動産を処分して換金する → 現状医院が建っている場合は現実的ではございません

■ 相続に向け準備すべきこと

相続は財産を譲り受けるだけでなく、納税のためにまとまった現金を用意しなくてはならない場合もあります。以下の対策をぜひご検討ください。

- 遺言書の整備 → 「誰に」「何を」残すのかを確定させることが重要です
- 買取り資金の工面 → 事前に話し合いがつかれば計画的に蓄えることができます
- 納税資金の工面 → 相続税がかかる場合には現金一括納付が基本となります

相続税のシミュレーションをしっかりと行い、円滑な医院運営のご準備をなさってください。

相続や贈与についてのご相談はお気軽に
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

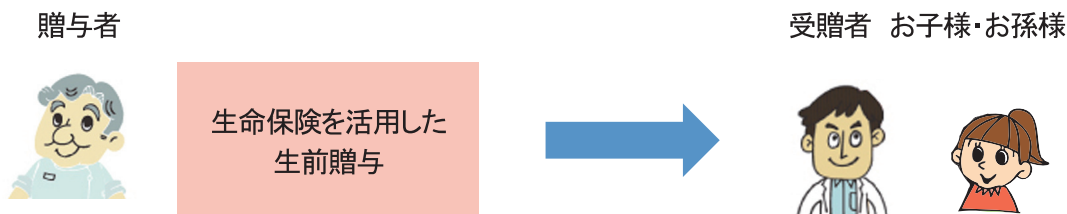
平成27年1月以降の相続税の改正により、相続や贈与に役立つ生命保険の活用が大きな注目を集めています。生命保険は、遺族の生活保障だけではなく、相続税の税負担を軽減できるメリットもあります。

■ 生前贈与を活用するメリットについて

1回や2回の贈与では節税効果はそれほど大きくはありませんが、比較的少額な金額を複数年積み重ねることで、お子様にあらかじめ多くの資産を移転することが可能です。相続税の税負担が軽減される可能性があります。

1、贈与税の基礎控除	暦年贈与の場合、年間110万円の基礎控除があり、この範囲内の贈与であれば贈与税はかかりません。 一方、110万円を超えた場合は、贈与税の申告をする必要があります。
2、相続税の軽減効果	生前贈与を行うことで、相続時の課税対象財産を減らし、結果的に相続税が軽減されます。

《贈与イメージ》



■ 生命保険を活用するメリット

生前贈与された財産の有効活用には生命保険の活用も効果的です。例えば死亡保険は相続税の非課税枠の活用として、相続財産の評価額を減らしながら効果的に資産を残すことが可能となります。生前贈与された財産（現金）を保険料に充当して相続対策のために生命保険を活用できます。

(1) 父（贈与者）を被保険者とした生命保険の活用

契約者	被保険者	死亡保険金受取人
 子(受贈者)	 父(贈与者)	 子(受贈者)

- ◇父（贈与者）が亡くなった場合、子の相続対策に活用ができる
- ◇納税資金や遺産分割のための必要資金に活用できる

(2) 子（受贈者）を被保険者とした生命保険の活用

契約者	被保険者	死亡保険金受取人
 子(受贈者)	 子(受贈者)	 孫

- ◇子の相続発生時、孫の相続対策に活用ができる！
- ◇子や孫の資産形成に活用ができる！

相続や贈与についてのご相談はお気軽に
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

訪問歯科診療③

政府は、健康・医療戦略等を踏まえ、2025年の超高齢化社会に向けて、国民の医療・介護需要の増大をできる限り抑えつつ「国民の健康寿命が延伸する社会」を目指しています。在宅療養支援歯科診療所は増加傾向にありますが、全歯科診療所の9%とまだ少ないのが実態です（平成27年11月時点）。

高齢化が進展する中で、訪問歯科診療については医科医療機関や地域包括支援センター等との連携が、今後も続けられるでしょう。訪問歯科診療についての記事は、今回は最終となります。

■ 訪問歯科診療の現状と今後

(1) 訪問歯科診療を始めるポイント

厚生労働省が調査の「年齢階級別歯科推計患者数及び受療率」によると高齢者の歯科医療は外来を中心に行われ、歯科受診は70～74歳をピークに、その後急速に減少している実態があります。75歳前後から歯科医院に足を運ぶことが困難になることが読み取れます。

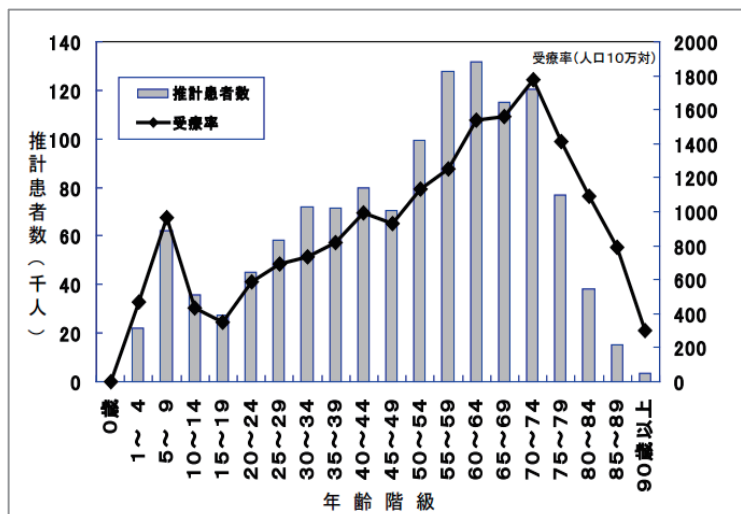
◇訪問歯科診療を始めるには

訪問歯科診療を実施している医院の多くは、近隣にある介護施設や施設入居者・家族からの依頼が開始したきっかけとなっております。

まずは、ご自身の医院のカルテから、80歳前後で定期検診に来られていない方をリストアップしてみてはいかがでしょうか。

ハガキや電話等で訪問診療が可能な旨を伝えることで、訪問診療の相談につながることも考えられます。

◇年齢階級別歯科推計患者数及び受療率



厚労省：第10回 在宅医療推進会議「在宅歯科医療 現状と課題」より

◇他の医療機関との連携が必須

訪問歯科診療の患者さんは、医科の訪問診療も受診しているので、どのような急変にも対応できる体制づくりが必要となります。

また、医療機関同士の単なる連携ではなく、情報の共有化を含めしっかりとしたコミュニケーションをとることで、新たな患者さんの紹介へと発展していきます。

◇採算性の検討

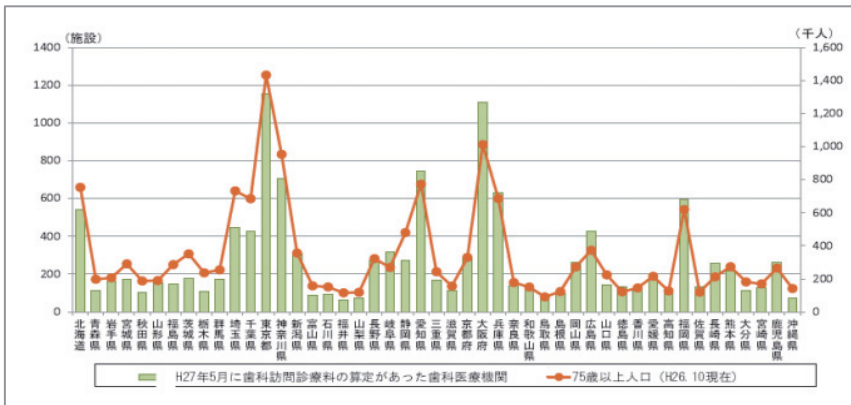
基本診療料は外来診療と同じですが、特掲診療料と加算については、さまざまな算定項目があります。治療内容にもよりますが、同じ診療の場合外来と比較して2～3倍の診療点数となります。

先月号でご案内したように、訪問歯科診療を始めるにあたり、車輛や専門の器具などを用意する必要がありますが、訪問診療で1人の患者さんを診る時間と、外来で2～3人の患者さんを診る時間とが同程度であれば、採算の見込みはあると判断できます。

(2) 訪問歯科の現状と今後

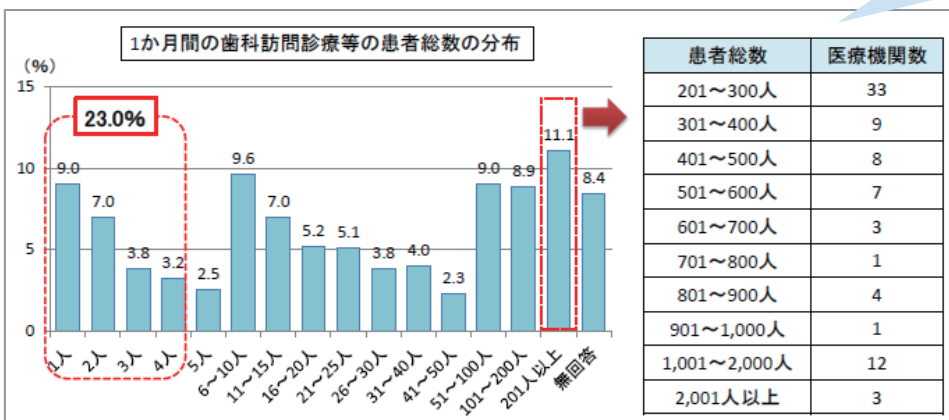
訪問歯科診療の需要に応えるため、訪問診療を開始する歯科診療所は増えてきていますが、本格的に取り組んでいる医院数はまだまだ不足しています。

◇訪問歯科診療の実施状況(都道府県別)



訪問診療を積極的に行う医療機関と、外来と並行して行っている医療機関と、2極化しています。1か月間の患者総数は、4人以下である医療機関が約23%である一方、1か月間の患者総数が201人以上の医療機関の割合は11.1%と高い割合です。

◇訪問歯科診療の患者数



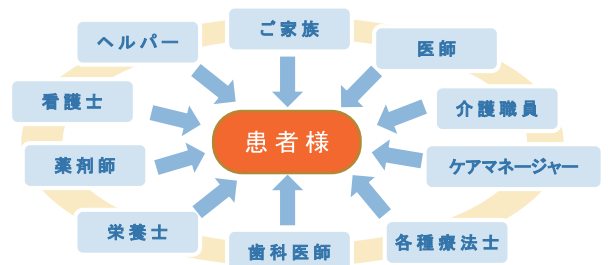
厚労省：第10回 在宅医療推進会議「在宅歯科医療 現状と課題」より

現在は、8人に1人が75歳以上であると言われていますが、団塊の世代が75歳以上になる2025年以降は、75歳以上の高齢者数が2,000万人を超え、更に2055年には全人口の4人に1人になると見込まれています。

特に首都圏をはじめとする都市部においては、今後急速に75歳以上の人口が増えると考えられており、お年寄りや身体の不自由な方など通院が困難な方々のための新しい医療体制の整備が急がれます。

住み慣れた地域・自宅での治療や最期を望む人は多く、今後在宅医療に関するニーズはさらに増大し、多様化すると考えられます。

より一層の高齢化が進展する中で、住民のニーズに応えるために、医科医療機関や地域包括支援センター等との連携を含めた地域完結型医療が中心となっていく、その中での歯科医療の役割は大きいものとなるでしょう。



記事に関してのご質問は、お気軽にお問い合わせください。
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

Question

確定申告で医療費控除の適用を受ける際、保険者から送られてくる「医療費のお知らせ」が使えるようになると聞きました。今後、領収書は保管しなくても大丈夫ですか？

Answer

平成29年度税制改正において、医療費控除及びセルフメディケーション税制（以下、医療費控除等）の適用を受ける際の、添付書類の見直しが行われました。

■ 改正のポイント

- ① 医療費控除等の適用を受ける際に添付する書類が、医療費又は医薬品購入費の領収書に代えて医療費等の明細書又は医療保険者等の医療費通知書となった。
- ② 医療費等の明細書を作成し確定申告書に添付する場合、確定申告期限等から5年間は、税務署長から求められれば、領収書の提示又は提出に応じる必要がある。
- ③ 医療保険者等の医療費通知書（医療費のお知らせ）を確定申告書に添付する場合、領収書の保管は不要となる。

確定申告の方法	平成28年度分		平成29年度分		平成30年度分		平成31年度分		平成32年度分	
	書面	電子申告	書面	電子申告	書面	電子申告	書面	電子申告	書面	電子申告
領収書の添付(提示)	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×
明細書の添付・送信 領収書の保管	△	●	●	●	●	●	●	●	●	●

● 義務 ● 選択が可能 × 不可

■ 適用開始時期

平成30年1月1日以降に提出する確定申告書（平成29年度分）から適用されます。なお、経過措置として、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、現行の領収書の添付も認められていますが、平成32年分からは明細書の作成が必須になります。

弊法人では、明細書を作成し電子申告にて送信（領収書は5年間保管）する方法を行っております。今後は、医療費のお知らせでの対応も検討させていただきますが、当面は**今まで通り領収書**をお送りください。

詳しくは担当へお問い合わせください
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

日本クレアス税理士法人 医療事業部

▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F
TEL：03-3224-2870 FAX：03-3224-2877

CLIENT 310号

- 発行日：2017年7月5日
- 発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
- URL：<https://ca-medical.jp>
- お問い合わせ先：☎03-3224-2873

〈国内〉 東京 / 大阪 / 横浜 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A